

一般社団法人 岐阜県経営者協会
会長 山口 嘉彦 殿

岐阜労働局職業安定部長



雇用調整助成金等の活用について（周知依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、日頃から格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対する雇用維持支援のため、期限を設けた制度の拡充が行われてきました。

今般、令和3年7月31日まで期限が延長された特例措置について、8月31日まで継続する予定となりました。（別紙参照）

また、シフト制労働者の勤務時間が短くなった場合などであっても、これまでのシフト等に基づき休業日を設定し休業手当が支払われれば雇用調整助成金を活用していただくことが可能とされているところです。

こうした特例措置による雇用調整助成金等の活用について事業主の皆様へ理解を深めていただくため、加盟企業・会員等の皆様へ別添リーフレットの積極的な配布・情報提供をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金及び休業支援金・給付金の特例情報や具体的な手続きの流れについては、下記厚生労働省ホームページでご案内しております。

記

（雇用調整助成金に関する厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/paigeL07.html

ご不明な点がございましたら下記のコールセンターまでお問合せください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

（休業支援金・給付金に関する厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

ご不明な点がございましたら下記のコールセンターまでお問合せください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276 受付時間 8:30～20:00 月～金 / 8:30～17:15 土日祝

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

別紙

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

	～4月末	5月～8月
中小企業	原則的な措置 4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2) —	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2) 4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

	～4月末	5月～8月
中小企業	原則的な措置 8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5) —	8割 11,000円
大企業(※4)	原則的な措置 8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5) —	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。
なお、上限額については月単位での適用とする。
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

令和3年5月・6月・7月の 雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が**令和3年5月1日以降**の場合の
支給申請様式が変更されております。**厚生労働省HPに
掲載している最新の様式**をご提出ください。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年6月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、**一部内容を変更し、
この特例措置を7月31日まで延長いたします。**

特例措置の内容

判定基礎期間の初日			～4月末	5月・6月・7月
中小企業	原則的な措置 【全国】		4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①
	業況特例 (※1) 【全国】		—	4/5 (10/10) 15,000円 ②
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	—	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置		4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】		2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①
	業況特例 (※1) 【全国】		4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置		4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

対象期間延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長（令和3年7月31日まで）に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主で、雇用調整の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの間に属する場合は、

1年を超えて引き続き受給することができます。

※ 1年を超えて引き続き受給できる期間は令和3年12月31日までとなります。

【特例措置延長後】

1年間を超えて受給可



雇用調整助成金は、通常、1年の期間（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

厚生労働省HP



LL030623企06



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の方へ

雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！！

(※) 短時間休業とは、1日の所定労働時間のうち、一部（例えば9時～10時）を休業することをいいます。

例えば、飲食店が、知事からの20時までの営業時間短縮の要請に協力し、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

短時間休業によって雇用調整助成金を受給する場合、事業所に勤める全労働者が一斉に休業する必要がありましたが、特例措置により、短時間休業に活用しやすくなっています。

1. シフト制をとっている職場の場合

⇒ シフト制における短時間休業にも活用可能です

(例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業)

2. 社内の部門や部署で働き方が異なる場合

⇒ 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です

(例：業績の落ち込んだ一部門のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)

3. 宿泊業など常時配置が必要な労働者がいる場合

⇒ 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です

(例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業)

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030121企02

1 Q.シフト制によるなど労働日が不確定な業種の事業主については、どのように取り扱われるのですか。

事業主においては、昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象としています。

また、支給申請時に休業手当の支払いの元になるシフト等の提出をお願いすることになります。

なお、雇用期間が短い者についても、直近の当人のシフトや同様の勤務形態の者のシフトを参考に事業主が勤務シフトを作成し、休業手当の支払いを行うことで雇用調整助成金の対象となり得ます。

2 Q. 都道府県知事の営業時間短縮の要請に協力し、早めに閉店し労働者を帰した場合にも対象となるのでしょうか。

時間単位の休業手当を支払った場合は助成対象としています。

(例：通常23時まで開店している店舗であったが、20時に閉店し通常よりも3時間短縮しての勤務)

3 Q.申請を行いたいのですが、どのようにすればよろしいのでしょうか。

厚生労働省HPに特例用の様式等について掲載していますので、そちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※以下のキーワードで検索いただいても同様のページを閲覧できます。

「雇用調整助成金 様式ダウンロード 新型コロナ特例」

雇用調整助成金に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページで公開しています。支給申請に当たり、重要なものもございますので、**必ずご確認ください**ますようよろしくお願いいたします。

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年4月末まで	令和3年5月～7月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円
大企業	原則的な措置	8割(※) 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円

(※) なお、大企業にお勤めの方については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業の場合は、6割となります。

地域特例の対象となる期間及び区域(令和3年6月23日時点)

○対象期間 → 令和3年5月1日～令和3年7月31日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000796472.pdf>



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年4月末まで	令和3年5月～7月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円
大企業	原則的な措置	8割(※) 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円

(※) なお、大企業にお勤めの方については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業の場合は、6割となります。

地域特例の対象となる期間及び区域(令和3年6月23日時点)

○対象期間 → 令和3年5月1日～令和3年7月31日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000796472.pdf>



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

